

**たかまつ企業間連携による研究開発支援補助金  
(高松市中小企業等環境変化対応補助金)**

**Q & A**

NO	質問	答え	掲載日
1	コンソーシアムに国・県・地方自治体は含まれますか。	含まれません。	R7.4.1
2	コンソーシアムにグループ会社や子会社は含まれますか。	原則含まれません。 グループ会社のみでコンソーシアムを構成する場合は補助対象外です。 グループ会社とそれ以外の構成員によりコンソーシアムを組む場合、主たる研究開発がグループ会社内で完結する場合は補助対象外です。 補助対象となるか不明な場合は、予め産業振興課までお問い合わせください。 なお、交付決定後であっても、コンソーシアムによる研究開発に当たらないと判断した場合は、交付決定を取り消すことがあります。	R7.4.1
3	コンソーシアム構成員に住所要件はありますか。	補助対象者は市内に主たる事業所（個人の場合にあっては、住所）を有する必要がありますが、他のコンソーシアム構成員には住所要件はありません。 【(参考) 補助対象者の住所要件】 ・法人の場合、履歴事項全部証明書上の本店又は主たる事務所の住所が高松市内 ・個人の場合、住民票上の住所が高松市内	R7.4.1
4	コンソーシアム内の構成員間の取引に係る経費は補助対象となりますか。	委託費及び専門家謝金・旅費を除き、補助対象となります。ただし、コンソーシアム内の構成員間で調達を行う必要がある場合は、原価（当該調達品の製造原価等）をもって補助対象経費に計上してください。	R7.4.1
5	補助対象経費の支払は事業完了日後でもかまいませんか。	補助対象経費の支払は、事業完了日まで完了させてください。	R7.4.1

6	いつまでに商品化することを目指した事業が対象ですか。	交付申請日から概ね3年以内に商品化を目指す研究開発事業を対象とします。	R7.4.1
7	要綱第2条第1号に規定する「常時使用する従業員」の具体的な定義はありますか。	労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とします。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。ただし、労働基準法第21条但書きに規定する所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は含まれます。	R7.4.1